

- 一、人口問題ニ關スル社會生物學的調查研究事項
- 二、人口問題ニ關スル社會基礎醫學的調查研究事項

- 一、人口問題ニ關スル社會臨床醫學的調查研究事項

人口問題研究所に於て直ちに調査研究に着手すべき主要調査研究事項

(昭和十四年十一月十五日決定)

人口問題の調査研究は頗る廣範に互るを以て、昭和十四年十一月十五日、本研究所に於て直ちに着手すべき主要調査研究事項を決定し、各班に於て分擔之が調査研究に着手した。其の概要は以下の如くである。

第一 事變の人口現象に及ぼしたる影響に關する研究

一、量的影響に關する事項

- (一) 人口動態に關する研究

- (1) 自然的動態

- (2) 社會的動態

- (二) 人口靜態に關する研究

- (1) 人口分布及其の變化(都市集中)

- (2) 體性別、年齢別人口構成及其の變化(勞働人口に重點を置く)

- (3) 配偶關係別構成及其の變化(出生に對する影響を中心とす)

- (4) 職業別、産業別人口構成及其の變化(工業化及農業人口に關する事項に重點を置く)

- (二) 質的影響に關する研究(社會衛生學的研究)

- (1) 體力(精神能力、身體能力)

- (二) 疾病(結核、花柳病、精神病等に重點を置く)

- (三) 優生學的影響

- (四) 其他

三、社會的經濟的變化の人口現象に及ぼすべき影響に關する研究

- (一) 勞働狀況の變化

- (二) 國民生活の變化

第二 出生増加方策に關する研究

一、基本的研究

- (一) 出生率低下現象の多面的觀察

- (1) 一般出生率の觀察

- (2) 差別出生率の觀察

- イ 出生速度

- ロ 年齢別出生率

- ハ 職業別出生率

- ニ 所得階級別出生率

- ホ 教育程度別出生率

- ヘ 地域別出生率

- ト 質の差異による出生率

- チ 其他

- (二) 出生率低下原因の究明

- (1) 婚姻及配偶關係に關する研究

- イ 婚姻數並婚姻率

- ロ 婚姻年齡

- ハ 有配偶者數並有配偶率

- ニ 配偶關係繼續期間

- ホ 離婚數並離婚率

- ヘ 配偶關係繼續期間別離婚

- ト 死別
- (2) 産兒制限の傳播及墮胎に關する研究

- イ 思想、知識の傳播狀況

- ロ 實行狀況

- ハ 動機

- ニ 手段及效果

- (3) 不妊の原因に關する社會衛生學的研究

- イ 疾病

- ロ 民族毒(酒精、梅毒、麻藥)

- ハ 民族の妊孕能力

- ニ 其他社會婦人科學的原因

- (4) 母性死亡に關する研究

- (5) 胎兒死亡に關する研究

- (6) 出生率低下現象の社會的經濟的背景に關する研究

- イ 思想

- ロ 社會關係

- ハ 經濟關係

- ニ 法制

- ホ 宗教

- ヘ 其他

二、政策に關する研究

- (一) 婚姻獎勵政策

- (二) 出生獎勵政策

- (三) 母性保護政策

- (四) 早死流産防止政策

第三 死亡減少方策に關する研究

- 一、基本的研究

- (一) 死亡率の多面的觀察

- (1) 一般死亡率の觀察

(2) 差別死亡率の觀察

イ 體性別、年齢別死亡率

ロ 職業別死亡率

ハ 所得階級別死亡率

ニ 教育程度別死亡率

ホ 地域別死亡率

ヘ 其他

(二) 死亡の原因及疾病に關する研究

(1) 死因及疾病に關する一般的研究

(2) 乳幼児の死因に關する研究

イ 先天性弱質

ロ 消化器疾患

ハ 呼吸器疾患

ニ 其他

(3) 乳幼児の健康に關する研究

(4) 結核

(5) 其他

一 政策に關する研究

(一) 乳幼児死亡率の低下政策

(二) 結核死亡率の低下政策

(三) 國民の榮養増進政策

(四) 體力向上政策

第四 社會的環境と人口の質に關する研究

一、兩親の質と兒童の質

二、兩親の所得別、職業別、教育程度別兒童の質

三、家族數(同胞數)別兒童の質

四、地域別人口の質

五、私生兒の質

第五 人口收容力に關する研究

(産業構造の變化と人口増加との關係に關する研究)

一、内地

農業、工業、商業等

二、朝鮮、臺灣及南洋

三、大陸及其他

第六 近住民族及在外邦人の人口現象に關する研究

第七 外國人口現象及人口政策の調査

一、人口現象の調査

二、人口問題の研究及學說紹介

三、人口政策の調査研究及紹介

以上の諸研究を達成する爲既存の關係諸機關と緊密なる聯絡を圖ると共に諸種の實地調査をも行ふ。

近く標本的出産力調査を行ふ豫定。

近く標本的出産力調査を行ふ豫定。

出産力調査の施行 (昭和十五年一月二十日)

本研究所に於ては前項の調査研究に關する基本資料の一として、昭和十五年一月二十日午前零時現在に於て、官吏、銀行會社員等の俸給生活者、工場、鑛山、交通賃銀労働者、農村在住者、中小商工業主及カード階級等全國約十萬組の夫婦に調査票を配付し、出産力調査を行つた。其の要綱は以下の如くである。

出産力調査要綱

一、目的

本邦出生率低下現象に關する研究上所謂差別出生率に關する資料は必要不可欠なり。然るに既存の資料は極めて不十分なるを以て、新に本研究所に於ては内閣統計局との協力の下に出産力調査を實施し之が基本資料の一たらしめんとす。

二、方法

標本調査に依り、一定の職業及地域を選定し、其の有配偶者に付き「出産力調査票」の記入を依頼す。但し右調査票の配付及蒐集は關係官公署、團體、會社等に之を委嘱す。

三、期日

昭和十五年一月二十日午前零時現在

四、客體

左の種類に分ち合計約一〇〇、〇〇〇の單位を採る。

(一) 俸給生活者

イ 官吏

ロ 小學校教員

ハ 銀行會社員

(二) 賃銀労働者

イ 工場労働者

ロ 鑛山労働者

ハ 交通現業員

(三) 農村在住者

(四) 中小商工業主

(五) カード階級